

徳島県告示第六百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホームセンターコーナン徳島八万店

徳島市八万町大野一二八―三ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和三年徳島県告示第三百九十三号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

自動車の駐車のために供する部分については、駐車場法等の基準によること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全・快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物は、可燃ごみ、資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、リサイクルに努めること。

古紙類はリサイクルのために古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに適正処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

駐車場内における自動車走行音の低減等、騒音対策に努めるとともに、周辺住民と騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別すること。

分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和三年十月十二日から同年十一月十二日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで